

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

平成28年	3月31日	国総支第 60号
		国鉄都第127号
		国鉄事第470号
		国自旅第407号
		国海内第136号
		国空事第7235号
		国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号
		国鉄都第 75号
		国鉄事第200号
		国自旅第210号
		国海内第109号
		国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号
		国鉄都第 38号
		国鉄事第 57号
		国自旅第 51号
		国海内第 39号
		国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号
		国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号
		国鉄都第195号
		国自旅第308号
		国海内第195号
		国空事第1111号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通（第4条－第25条の22）

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

- 第3節 車両減価償却費等国庫補助金
- 第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金
- 第5節 予約型運行転換経費国庫補助金

第2章 離島航路（第26条―第58条）

- 第1節 総則
- 第2節 離島航路運営費等補助金
- 第3節 離島航路構造改革補助金

第3章 離島航空路（第59条―第73条）

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

- 第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条―第91条）
- 第2章 利用環境改善促進等事業（第92条―第97条）
- 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条―第105条）

第4編 地域公共交通調査等事業

- 第1章 地域公共交通調査事業（第106条―第126条）
 - 第1節 計画策定事業
 - 第2節 計画推進事業
- 第2章 地域公共交通再編推進事業（第127条―第132条）
 - 第1節 再編計画策定事業
 - 第2節 再編計画推進事業

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ及び次号イに掲げるものを除く。）
 - ロ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「活性化法」という。）第５条第１項に掲げる地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
 - ハ 形成計画に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 八 「地域公共交通再編推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 活性化法第２７条の２第１項に規定する地域公共交通再編実施計画（以下「再編計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ 再編計画（活性化法第２７条の３の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第１２８条及び別表２６の再編計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- ２ 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
- ３ 協議会、都道府県又は市区町村は、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維

持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画（以下、「外客来訪促進計画」という。）が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者（以下「乗合バス事業者」という。）であって、協議会又は都道府県等（以下「都道府県協議会等」という。）が協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定

めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

- 2 既に第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載された乗合バス事業者に代わって、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節における補助対象事業者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、生活交通確保維持改善計画に係る議論を行う協議会が活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）である場合においては、これらの項に定める運送予定者に代えて、当該活性化法法定協議会を補助対象事業者とすることができる。
- 4 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象期間）

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象事業の基準）

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

- 2 前項の規定は、再編計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

（生活交通確保維持改善計画）

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 二の2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送

予定者

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

四の二 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

五 別表１の補助対象事業の基準ニただし書（前条第２項の場合においては、別表３の補助対象事業の基準ニただし書）に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統にあつては、当該系統の概要

六 別表１の補助対象事業の基準ハ（前条第２項の場合においては、別表３の補助対象事業の基準ハ）に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された系統にあつては、当該市町村の一覧

六の二 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあっては、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

八 外客来訪促進計画との整合性

２ 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域間幹線系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に関係する第１７条第２項の地域内フィーダー系統確保維持計画の策定があるときは、都道府県協議会等は当該計画の内容等について情報共有を行うこと。

３ 都道府県協議会等は、第１項第三号の運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

４ 第６条第２項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「再編特例」という。）を受けようとする場合においては、第１項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち再編計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。

（生活交通確保維持改善計画の策定）

第８条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

２ 前項の認定申請は、様式第１－１による生活交通確保維持改善計画認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の認定申請にあつては、様式第１－３による地域間幹線系統確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の６月３０日（補助金の交付を受けようとする前年度に第１０９条第１項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 運送予定者それぞれの、様式第1－5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

二の2 第4条第3項の規定により活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合にあっては、当該協議会を補助対象事業者とすることに係る当該協議会における協議結果が確認できる書類及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

三 再編特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

（生活交通確保維持改善計画の変更）

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定申請は、様式第1－2による生活交通確保維持改善計画変更認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の変更に係る認定申請にあっては、様式第1－4による地域間幹線系統確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（生活交通確保維持改善計画の認定）

第10条 大臣は、都道府県協議会等から第8条第2項の規定に基づく生活交通確保維持改善計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通確保維持改善計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該都道府県協議会等に通知するものとする。

2 都道府県協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 補助対象事業者は、都道府県協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

（補助金交付申請）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1－8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に

提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、第1項の提出をするときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
 - 三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績

（交付の決定及び額の確定等）

第12条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-9による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助対象事業者（第4条第3項の規定により活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合にあっては、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者。第14条において同じ。）が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日（9月30日）までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

（補助金の請求）

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-21による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の整理）

第14条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であって、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、

第 17 条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

- 2 既に第 18 条の規定により読み替えて準用する第 10 条第 1 項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載されたバス事業者等に代わって、道路運送法第 21 条第 1 項第 2 号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第 3 条第 1 号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節における補助対象事業者とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、生活交通確保維持改善計画に係る議論を行う協議会が活性化法法定協議会である場合においては、これらの項に定める運送予定者に代えて、当該活性化法法定協議会を補助対象事業者とすることができる。
- 4 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の 1/2 に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象事業の基準）

- 第 16 条 本節における補助対象事業は、別表 7 に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表 8 に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。
- 2 前項の規定は、再編計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表 7」とあるのは「別表 9」と読み替えるものとする。

（生活交通確保維持改善計画）

- 第 17 条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう 3 カ年の事項について具体的に記載するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
 - 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
 - 二の 2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
 - 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
 - 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

七 外客来訪促進計画との整合性

- 2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。
- 3 第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち再編計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。

(準用規定)

第18条 第5条、第7条第3項、第8条（同条第3項第1号及び第2号を除く。）から第10条まで、第11条第1項、第12条第1項、第13条及び第14条までの規定は、本節において準用する。この場合において、第7条第3項から第10条中「都道府県協議会等」とあるのは、「市区町村協議会等」と、第8条第2項及び第9条第2項中「地域間幹線系統確保維持計画」とあるのは、「地域内フィーダー系統確保維持計画」と、第8条第2項中「様式第1-3」とあるのは、「様式第1-6」と、同条第3項第2号の2中「第4条第3項」とあるのは「第15条第3項」と、第9条第2項中「様式第1-4」とあるのは、「様式第1-7」と、第10条第1項中「第6条」とあるのは「第16条」と読み替えるものとする。

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

(補助対象事業者等)

- 第19条 本節における補助対象事業者は、第6条又は第16条の基準に適合する補助対象事業を行うバス事業者等とする。ただし、当該補助対象事業について、第4条第3項又は第15条第3項の規定により活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合にあっては、当該バス事業者等又は活性化法法定協議会のいずれかとする。
- 2 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象事業の基準)

- 第20条 本節における補助対象事業は、生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節及び次節において同じ。）に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、別表11に定める要件に適合し、かつ、別表12に定めるところにより経費の額が算定されるものとする。
- 2 前項の規定は、第6条第2項又は第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受ける系統を運行するために必要な車両の取得については、当該特例を受け

る期間中に限り、「別表１１」とあるのは「別表１１の２」と、「別表１２」とあるのは「別表１２の２」と読み替えるものとする。

（生活交通確保維持改善計画）

第２１条 都道府県協議会等又は市区町村協議会等は、生活交通確保維持改善計画に掲げる運送予定者又は活性化法法定協議会が本節による補助を受けようとする場合には、第７条第１項各号に掲げる事項に次の第一号から第四号までに掲げる事項を加えて、又は第１７条第１項各号に掲げる事項に次の第一号から第三号まで及び第四号の２に掲げる事項を加えて、生活交通確保維持改善計画を策定するものとする。

- 一 車両の取得に係る目的・必要性
 - 二 車両の取得に係る定量的な目標・効果
 - 三 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者とその負担額
- 四の２ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

（生活交通確保維持改善計画の認定）

第２２条 車両減価償却費等国庫補助金については、第１０条（第１８条による読み替え後の規定を含む。）の規定を準用する。この場合において、生活交通確保維持改善計画の認定の通知は同条に基づく通知と併せて行うものとする。

（補助金交付申請）

第２３条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１－１０による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月３０日までに大臣に提出しなければならない。

- ２ 前項の規定は、第２０条第２項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「車両減価償却費等再編特例」という。）を受けようとする場合にあっては、「１１月３０日」とあるのは「２月１０日」と読み替えるものとする。

（交付の決定及び額の確定等）

第２４条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第１－１１による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

（準用規定）

第２５条 第５条、第９条、第１３条及び第１４条の規定（第１８条による読み替え後の規定を含む。）は、本節において準用する。ただし、車両減価償却費等再編特例を受けようとする場合にあっては、第５条中「９月３０日を末日とする１年間」とあるのは、「４月１日から翌年１月末日までの間」と読み替えるものとし、第２５条の５から第２５条の８までの規定を準用する。

第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第25条の2 本節における補助対象事業者は、第6条又は第16条の基準に適合する補助対象事業に係る協議会の構成員である都道府県又は市区町村（以下この節において「地方公共団体」という。）とする。ただし、当該協議会が活性化法法定協議会である場合においては、当該地方公共団体又は当該活性化法法定協議会のいずれかとする。

2 大臣は、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、当該事業に係る車両を取得した日の属する会計年度及び翌年度の2年間で均等に分割して交付する。

(補助対象事業の基準)

第25条の3 本節における補助対象事業は、生活交通確保維持改善計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、当該車両の取得が都道府県協議会等若しくは市区町村協議会等の構成員である地方公共団体が取得した車両を生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者に貸与することを目的としたものであり、別表13に定める要件に適合し、かつ、別表14に定めるところにより経費が算定されるものとする。

(生活交通確保維持改善計画及び収支改善計画)

第25条の4 都道府県協議会等又は市区町村協議会等は、第25条の2第1項に掲げる地方公共団体又は活性化法法定協議会が本節の補助を受けようとする場合には、第7条第1項各号に掲げる事項に次の第一号から第四号まで及び第五号に掲げる事項を加えて、又は第17条第1項各号に掲げる事項に次の第一号から第三号まで、第四号の2及び第五号に掲げる事項を加えて、生活交通確保維持改善計画を策定するものとする。

一 車両の取得に係る目的・必要性

二 車両の取得に係る定量的な目標・効果

三 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う地方公共団体

四 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額

四の2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

五 老朽車両の代替による費用の削減等による収支の改善に係る計画（以下「収支改善計画」という。）

2 前項第5号の収支改善計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 車両の代替による費用削減等の内容

二 代替車両を活用した利用促進策

3 第25条の2第2項に定める2年目の補助金の交付にあつては、大臣は、収支改善計画の達成状況に応じ、必要に応じて計画の修正を指示するものとする。

(取得財産等の整理)

第25条の5 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第25条の6 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成28年国土交通省告示第744号。以下「処分制限期間告示」という。)に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第25条の7 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第25条の8 補助対象事業者は、取得財産等(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。第57条第1項、第91条第1項及び第123条第1項において同じ。)について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。)を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分(使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。以下同じ。)してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第1-22による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(準用規定)

第25条の9 第9条、第13条並びに第22条から第24条までの規定は、本節において準用する。この場合において第23条中「様式第1-10」とあるのは「様式第1-12」と、「11月30日」とあるのは「2月10日」と、第24条中「様式第1

－ 1 1 」とあるのは「様式第 1－ 1 3」と読み替えるものとする。

第 5 節 予約型運行転換経費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第 2 5 条の 1 0 本節における補助対象事業者は、再編計画に基づき、道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期に運行する自家用有償旅客運送（同規則第 4 9 条第 1 号に掲げる市町村運営有償運送における交通空白輸送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 1 号）1 ①に定めるものをいう。）又は同条第 2 号に掲げる交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。以下この節及び別表 1 5 において同じ。）から、予約型運行（同規則第 3 条の 3 第 2 号に規定する路線不定期運行若しくは同条第 3 号に規定する区域運行による乗合バス事業又は路線を定めて不定期に又は路線を定めず運行する自家用有償旅客運送であって、予約に応じた運送を行うものをいう。以下この節及び別表 1 5 において同じ。）への転換を図ろうとする場合において、転換後の事業を営もうとするバス事業者等又は活性化法法定協議会とする。

2 大臣は、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の 1／2 に相当する額以内の額を、当該事業に係る財産を取得した日の属する会計年度に交付する。

（補助対象事業の基準）

第 2 5 条の 1 1 本節における補助対象事業は、別表 1 5 に定める要件に合致し、かつ、別表 1 6 に定めるところにより経費が算定されるものとする。

（補助金交付申請）

第 2 5 条の 1 2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1－ 1 4 による補助金交付申請書に、次の各号に掲げる事項を記載して、大臣に提出しなければならない。

- 一 予約型運行への転換に係る計画概要
- 二 予約型運行への転換に要する初期費用の総額、内訳、負担者及び負担額

（交付の決定及び通知）

第 2 5 条の 1 3 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第 1－ 1 5 による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第 2 5 条の 1 4 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第 1－ 1 6 によ

る交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。

二 別表 16 に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の 30% 以内の流用増減の場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第 25 条の 15 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第 1-17 による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 25 条の 16 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第 25 条の 17 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 1-18 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 25 条の 18 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 1-19 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 25 条の 19 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 1-20 により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 25 条の 20 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 1-21 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第 25 条の 21 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(準用規定)

第25条の22 第25条の5から第25条の8までの規定は、本節において準用する。

第2章 離島航路

第1節 総則

(定義)

第26条 この章において「離島航路」とは、本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄をいう。）と離島（本土に附属する島をいう。）とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

2 この章において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

3 前項の規定にかかわらず、第29条の事業の対象となっている離島航路において、再編計画に基づき、旅客定期航路事業から海上運送法第2条第3項に規定する貨物定期航路事業（人の運送をするものに限る。）又は同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業に転換した場合については、これらの事業を離島航路事業とみなす。

4 この章において「効率化船舶」とは、別表17に定める省エネルギー性能の向上に資する設備のいずれかを備える船舶、現在使用している船舶に比べて総トン数が10%以上小型化した船舶又は離島航路事業者が共同で利用する予備船舶をいう。

5 この章において「離島航路構造改革事業」とは、離島航路の維持・改善のために、協議会において、当該航路の経営診断などで問題点や課題を正確に把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組をいう。

第2節 離島航路運営費等補助金

(補助対象事業者等)

第27条 本節における補助対象事業者は、第29条の事業を行う離島航路事業者であって、協議会又は都道府県若しくは市町村（以下この章において「協議会等」という。）が協議会での議論を経て定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定された離島航路確保維持計画を含む。以下この章において同じ。）に運航予定者として記載されている者とする。

2 大臣は、予算の範囲内において、第29条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象期間)

第28条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業)

第29条 本節における補助対象事業は、次項及び第3項の基準に該当する離島航路（以下「補助対象航路」という。）を運航する事業とする。

2 航路に関する基準

- 一 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- 二 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - イ 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - ロ 同一離島に複数の航路が存在する場合に、同一離島について起点の港を異にし、終点が同一の市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- 三 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- 四 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- 五 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における収支差額が25万円以上であることが見込まれること。

3 運航計画及び整備計画に関する基準

当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。

(補助対象経費)

第30条 本節における補助対象経費は、次に掲げる算定方式により算出される経費とする。

- 2 航路の運営費にかかる補助対象経費は、実績収支差見込額（次項の旅客運賃の割引に伴う実績収支差見込額分を除く。）に別表18及び別表19により算出された額に基づく効率化係数を乗じた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実績見込収支率が平均収支率より低く、かつ、やむを得ない理由によらず著しく収支を悪化（基準期間（補助金の交付を受けようとする補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。以下同じ。）の実績収支率が基準期間の前補助対象期間及び前々補助対象期間の実績収支率の平均より10%以上低下）させている場合の補助対象経費は、当該航路の実績見込収支率と平均収支率との差又は10%のいずれか少ない率に相当する額（以下「経営改善促進調整額」という。）を前項の規定により算出した額から差し引いた額とする。ただし、経営改善促進調整額は基準期間の実績収支差から基準期間の前補助対象期間及び前々補助対象期間の実績収支差額の平均を差し引いた額を上限とする。
- 4 協議会の決定により離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合の補助対象経費は、

当該航路の区間の旅客運賃と、当該航路の起点又は終点の本土又は離島で運行される陸上公共交通機関における当該航路の区間の距離と同距離の運賃を比較し、航路の区間の運賃が高い場合において、航路運賃と協議会で決定された運賃との差額に、離島住民の利用人員を乗じて得た額とする。ただし、協議会で決定された運賃との差額は、当該公共交通機関の運賃との差額を限度とする。

- 5 当該航路の区間の距離と同距離の陸上公共交通機関の運賃がない場合には、別に定める運賃を適用することができるものとする。

（補助金の額）

第31条 補助対象事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の1/2に相当する額とし、予算の範囲内において定める額とする。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、大臣は、予算の範囲内で額を増減することができる。

- 2 前事業年度決算における当該事業者の全事業の当期利益金額（航路補助その他の助成金を除いて算出したものをいう。）が全事業の事業用固定資産価額の3%相当額を超えている者（離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第1条第4項第1号に掲げる他の旅客定期航路事業者とする事業の集約を行った者にあつては、当該集約の実施から5年を経過しない者を除く。）に対する運営費補助の額は、前項の規定により算出した金額から全事業の事業用固定資産価額の3%相当額を超える利益額を差し引いた金額とする。ただし、当該事業者が前事業年度決算において、資本金の8%相当額を超える配当をしている者についてはこれを交付しない。

（生活交通確保維持改善計画）

第32条 離島航路に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者
- 五 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項
- 六 外客来訪促進計画との整合性

- 2 離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した離島航路確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。
- 3 協議会等は、航路の効率的な運営を図る観点から、本節に係る生活交通確保維持改善計画を策定するに当たって、地域公共交通確保維持事業を継続的に行う事業者を選定するものとする。

(生活交通確保維持改善計画の策定)

第33条 協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象航路の運航を確保・維持させ、又は離島住民に対する旅客運賃の割引をさせようとするときは、前条第1項の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

2 第1項の認定申請は、様式第2-1による生活交通確保維持改善計画認定申請書(離島航路確保維持計画の認定申請にあつては、様式第2-21による離島航路確保維持計画認定申請書)を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(特にやむを得ない理由がある場合にあっては大臣が指定する日)までに大臣に提出して行うものとする。

3 協議会等は、前項の提出をするときは、運航計画書(様式第2-2)、航路整備計画書(様式第2-3)、航路損益見込計算書(様式第2-4)、離島航路3ヵ年計画(様式第2-5)、離島住民運賃割引見込書(ただし、離島住民に対する旅客運賃の割引を行い、第30条第3項の補助対象経費を計上する場合に限る。)(様式第2-5-2)その他別に定める書類を添付するものとする。

4 協議会等は、以下の各号に掲げる航路については経営改善目標を定め、これに基づき前項の航路損益見込計算書を作成しなければならない。

一 平均収支率より実績見込収支率が高い航路であつて、やむを得ない理由によらず基準期間の実績収支率が基準期間の前補助対象期間の実績収支率と比較して低下している航路

基準期間の実績収支率と比較して、低下率に応じて最大3%以上向上する目標収支率を達成する経営改善目標

二 平均収支率より実績見込収支率が低い航路であつて、やむを得ない理由によらず基準期間の実績収支率が基準期間の前補助対象期間の実績収支率と比較して改善していない航路

収支率が低下していない航路は基準期間の実績収支率と比較して1%以上、収支率が低下している航路は基準期間の実績収支率と比較して、低下率に応じて最大3%以上向上する目標収支率を達成する経営改善目標

(生活交通確保維持改善計画の変更)

第34条 協議会等は、前条の生活交通確保維持改善計画を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会での議論を経て、大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定申請は、様式第2-6による生活交通確保維持改善計画変更認定申請書(離島航路確保維持計画の変更に係る認定申請にあつては、様式第2-22による離島航路確保維持計画変更認定申請書)を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(補助額の内定)

第35条 大臣は、協議会等から第33条第2項の規定に基づく生活交通確保維持改善計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通確保維持改善計画変更認定申請書の

提出があったときは、これを第29条の基準及び第30条の算定方式に従って審査の上、補助対象期間の開始前（計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。）に認定及び補助額の内定を行い、当該協議会等に通知するものとする。

- 2 協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における当該航路の運航、又は離島住民に対する旅客運賃の割引を行わなければならない。

（補助金交付申請）

第36条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、航路ごとに、様式第2-7による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月30日までに大臣に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の申請書に次の第一号及び第二号に掲げる書類を、離島住民に対する旅客運賃の割引を行う者は、様式第2-8による離島住民運賃割引実績報告書を添付しなければならない。

- 一 当該年度の運航計画書（様式第2-2）、航路整備計画書（様式第2-3）、航路損益計算書（様式第2-9）
- 二 定款、最近の貸借対照表、営業報告書、利益金処分に関する書類又はこれらに相当するもの、その他別に定める附属書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第37条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、提出された書類を審査の上、交付決定を行うとともに、第30条の算定方式及び第31条の規定に従って交付額を確定し、様式第2-10により補助対象事業者に通知するものとする。ただし、第30条第3項に係る補助金の額については、航路運賃と協議会で決定された運賃との差額に離島住民の利用実績人員を乗じて得た額の1/2とする。

- 2 補助対象事業者が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第35条第1項で協議会等に通知した内定額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（補助金の請求）

第38条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第2-11による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の整理）

第39条 補助金の交付を受けた者は、離島航路運営費等補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び離島航路運営費等補助金の経理に係る証拠書類は、離島航路運営費等補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第3節 離島航路構造改革補助金

(補助対象事業等)

第40条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本節における補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 離島航路構造改革事業に係る調査事業
- 二 補助対象航路で使用する船舶について、離島航路事業者に代わり地方公共団体が代替建造を行い所有する事業
- 三 補助対象航路に就航している船舶を地方公共団体が買取を行い所有する事業
- 四 離島航路事業者が効率化船舶への代替建造を行う事業

3 前項第一号から第四号までに係る事業は、補助を受けようとする会計年度の4月1日以降に着手した事業とする。

(補助対象事業者等)

第41条 本節における補助対象事業者は、第27条に定める離島航路事業者であって、協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に運航予定者として記載されているものとする。ただし、前条第2項第二号及び第三号に係る事業については、その事業を行う一の地方公共団体とする。

(補助対象経費)

第42条 本節における補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 離島航路構造改革事業に係る調査検討の経費
検討会の開催経費及び航路再編等のための調査事業費
- 二 離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する場合の経費
基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用（建造利息を除く。）
- 三 離島航路に就航している船舶を地方公共団体が買い取る場合の経費
買い取ろうとする船舶の簿価相当額
- 四 離島航路事業者が効率化船舶への代替建造をする場合の経費
基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用（建造利息を除く。）

2 前項第一号から第四号までの補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないこととする。

(補助金の額)

第43条 補助対象事業者に交付する補助金の額は次に掲げる額とし、予算の範囲内において定める額とする。

- 一 前条第1項第一号に係る経費であって大臣が認める額
- 二 前条第1項第二号及び第三号に係る経費に30%を乗じて得た額
- 三 前条第1項第四号に係る経費に10%を乗じて得た額

(生活交通確保維持改善計画)

第44条 地域公共交通確保維持事業のうち離島航路構造改革事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性
- 二 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果
- 三 離島航路の運航を確保・維持するための改善策等
- 四 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 外客来訪促進計画との整合性

2 離島航路に係る確保維持事業及び離島航路構造改革事業に限定した計画として策定する場合は、第32条第1項各号及び前項各号の事項を記載した離島航路確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

(補助金交付申請)

第45条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2-12又は様式第2-12号の2による補助金交付申請書に、協議会等が策定した第32条第1項各号及び前条第1項各号の事項について記載のある生活交通確保維持改善計画及び様式第2-12号の3による航路改善計画を添付し（第40条第2項第一号の調査のみを行う場合を除く。）、大臣に提出するものとする。

2 第40条第2項第二号及び第四号に係る申請書には、工事見積書（造船契約書）、仕様書及び建造工程表を添付しなければならない。

3 第40条第2項第三号に係る申請書には、買取計画表を添付しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第46条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2-13による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

第47条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第2-14による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし軽微な場合を除く。
- 二 補助対象経費として配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う

配分額のいずれか低い額の１０％以内の流用増減の場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第４８条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第２－１５による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

２ 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第４９条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第５０条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第２－１６による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２ 補助対象事業者は、補助対象事業が補助金の交付を受けることを予定していた会計年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して当該年度の３月１０日までに大臣に提出しなければならない。

３ 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次年度第２四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第５１条 補助対象事業者は、第４０条第２項第一号に係る事業については、その事業が完了した日、同条第２項第二号及び第四号に係る事業については、造船所から船舶の引渡しを受けた日、同条第２項第三号に係る事業については、離島航路事業者からの買取手続きの終了した日から起算して３０日を経過した日、又は、補助金の交付を受けようとする会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、様式第２－１７による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

２ 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第４０条第２項第一号に係る事業については、支払いを証する書類
- 二 第４０条第２項第二号及び第四号に係る事業については、船価確定書
- 三 第４０条第２項第三号に係る事業については、買取確定書

（補助金の額の確定等）

第５２条 大臣は、前条第１項の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第２－１８により補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止等)

第53条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得財産等の整理)

第54条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第55条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第56条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第57条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第2-19による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次号に該当する財産処分（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。）については、様式第2-20による報告をもって大臣の承認があったものとみなす。
 - 一 十年を経過した資産
 - 二 災害による損壊等、補助対象事業者の責に帰することのできない事由による取り壊し又は廃棄
 - 三 市町村合併、地域再生等の施策に基づいて行う財産処分

(準用規定)

第58条 第38条及び第39条の規定は、本節において準用する。

第3章 離島航空路

(補助対象事業者等)

第59条 本章における補助対象事業者は、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。以下同じ。）に係る航空路線（以下「離島航空路線」という。）について、第61条の事業を行う航空法（昭和27年法律第231号）第102条に規定する本邦航空運送事業者（以下「航空運送事業者」という。）であって、協議会又は都道府県若しくは市町村（以下この章において「協議会等」という。）が協議会での議論を経て定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定された離島航空路確保維持計画を含む。以下この章において同じ。）に運航予定者として記載されている者とする。

2 大臣は、予算の範囲内において、第61条の補助対象事業に係る補助対象経費の1／2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象期間)

第60条 本章における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度とする。

(補助対象事業)

第61条 本章における補助対象事業は、次項及び第3項の基準に該当する離島航空路線（以下「補助対象航空路線」という。）を運航する事業とする。

2 航空路線に関する基準 補助対象期間において、経常損失が見込まれる離島航空路線のうち、次の各号に該当すること。

一 当該離島航空路線によって結ばれる地点が、当該離島にとって最も日常拠点性を有していること。

二 海上運送等の主たる代替交通機関による当該離島と前号の地点の間の所要時間が、概ね2時間以上であること。

三 二以上の航空運送事業者が競合関係の下で経営する航空路線でないこと。

3 前項第1号に掲げる地点との離島航空路線のみを確保・維持することによっては、当該離島における生活に不可欠なサービスが十分に享受することができないと考えられる場合においては、同号の規定にかかわらず、別表20に定める離島航空路線（以下「特定離島航空路線」という。）については、同号の要件を満たすものとみなす。

4 離島航空路運航計画に関する基準 当該離島航空路線に係る第65条第3項に規定する離島航空路運航計画の内容が、当該離島航空路線の確保維持を図るため適切なも

のであって、その実施が確実であると認められること。

（補助対象経費）

第62条 本章における補助対象経費は、次に掲げる算定方式により算出される経費とする。ただし、特定離島航空路線については、第4項に掲げる経費のみを対象とする。

2 航空路線の運航費にかかる補助対象経費は、別表21に定めるところにより算出される補助対象航空路線における補助対象期間の実績損失見込額（第4項の旅客運賃の割引に伴う実績収支差見込額分を除く。）と、別表22に定めるところにより算定される標準損失額のいずれか低い額とする。

3 前項の規定にかかわらず、実績見込収支率が標準収支率（補助対象航空路線となる航空路線の実績見込収入額と実績見込収支率との相関関係が最大となる対数計算により求められる収支率をいう。以下同じ。）に満たない者に対する補助の額については、5%に相当する額を前項の規定により算出した額から差し引いた額とする。

4 協議会の決定により離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合の補助対象経費は、次の第一号に定める運賃と、第二号に定める運賃との差額に、離島住民の利用人員を乗じて得た額とする。

一 当該航空路線の離島住民に対する割引運賃（本事業による割引分を除く。）又は当該航空路線の普通運賃を平均的な割引率である26%相当額まで割り引いた額のいずれか低い額

二 協議会で決定された離島住民に対する割引運賃（1キロメートルあたりの運賃が、同一都道府県内の離島航空路線及びこれに準ずる離島航空路線（当該離島と当該離島が属する都道府県以外の都道府県に属する地点との間の離島航空路線であって、当該離島と当該離島が属する都道府県の都道府県庁の所在地を結ぶ離島航空路線よりも距離が短い離島航空路線をいう。）であって、補助対象航空路線を除いた離島航空路線の1キロメートルあたりの平均運賃より低い場合にあっては、当該平均運賃に当該離島航空路線の距離を乗じた運賃とする。）

（補助金の額）

第63条 補助対象事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の1/2に相当する額とし、予算の範囲内において定める額とする。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、大臣は、予算の範囲内で額を増減することができる。

（生活交通確保維持改善計画）

第64条 離島航空路線に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標及び効果

三 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航空路線の概要及び運航

予定者

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

五 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

六 外客来訪促進計画との整合性

2 離島航空路線に係る地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した離島航空路確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

3 協議会等は、離島航空路線の効率的な運営を図る観点から、本章に係る生活交通確保維持改善計画を策定するに当たって、地域公共交通確保維持事業を継続的に行う事業者を選定するものとする。

（生活交通確保維持改善計画の策定）

第65条 協議会等は、本章の補助金の交付を受けて補助対象航空路線の運航を確保、維持させ、又は離島住民に対する旅客運賃の割引をさせようとするときは、前条第1項の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定申請は、様式第3-1による生活交通確保維持改善計画認定申請書（離島航空路確保維持計画の認定申請にあつては、様式第3-1-1による離島航空路確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の12月31日（特にやむを得ない理由がある場合にあっては、大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

3 協議会等は、前項の提出をするときは、離島航空路運航計画書（様式第3-2）、航空路損益（見込）計算書（様式第3-3）、離島住民運賃割引見込書（ただし、離島住民に対する旅客運賃の割引を行い、第62条第4項の補助対象経費を計上する場合に限る。）（様式3-3-2）、経営改善五ヵ年計画（様式第3-4）、直近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告を添付するものとする。

（生活交通確保維持改善計画の変更）

第66条 協議会等は、前条の生活交通確保維持改善計画を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会での議論を経て、大臣の認定を受けるものとする。

2 前項の認定申請は、様式第3-5による生活交通確保維持改善計画変更認定申請書（離島航空路確保維持計画の変更に係る認定申請にあつては、様式第3-1-2による離島航空路確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（補助額の内定）

第67条 大臣は、協議会等から第65条第2項の規定に基づく生活交通確保維持改善計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通確保維持改善計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第61条及び第62条の規定に従って審査の上、補助対象期間の開始前（変更の申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。）に認定

及び補助額の内定を行い、当該協議会等に通知するものとする。

- 2 協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における当該離島航空路線の運航、又は離島住民に対する旅客運賃の割引を行わなければならない。

（補助金交付申請）

第68条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各離島航空路線ごとに、様式第3-6による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに、大臣に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

- 第69条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、提出された書類を審査の上、交付決定を行い、様式第3-7により、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助対象事業実績報告）

第70条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第3-8による補助対象事業実績報告書を、離島住民に対する旅客運賃の割引を行う者は、様式3-8-2による離島住民運賃割引実績報告書を、補助対象事業の完了した日から起算して1月以内又はその翌年度の4月10日までのいずれか早い日に大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第71条 大臣は、前条の報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付額の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、第62条及び第63条の規定に従って交付額を確定し、様式第3-9による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。ただし、第62条第4項に係る補助金の額については、同項第一号に定める運賃と、同項第二号に定める運賃との差額に、離島住民の利用実績人員を乗じて得た額の1/2とする。
- 2 補助対象事業者が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第67条第1項で協議会等に通知した内定額の一部又は全部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（補助金の請求）

第72条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第73条 補助金の交付を受けた者は、離島航空路運航費補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び離島航空路運航費補助金の経理に係る証拠書類は、離島航空路運航費補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業

(補助対象事業等)

第74条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表23に定めるものとする

(生活交通確保維持改善計画)

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

(補助金の額)

第76条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表23に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第77条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第78条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第79条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。

二 別表23に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第80条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第82条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第4-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第83条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第84条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であつて、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第85条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第86条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第87条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第88条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第89条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第90条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第91条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第2章 利用環境改善促進等事業

(補助対象事業等)

第92条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表24に定めるものとする。

(生活交通確保維持改善計画)

第93条 利用環境改善促進等事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 利用環境改善促進等事業の目的・必要性
- 二 利用環境改善促進等事業の定量的な目標及び効果
- 三 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 利用環境改善促進等事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

3 LRTプロジェクト実施要綱（平成18年4月12日）に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・NPO・住民から構成される協議会等が策定する計画（以下「LRT整備計画」という。）については、第1項に掲げる事項のうち、当該LRT整備計画に記載されていない事項を記載した書類（以下「追記書類」という。）を添付することにより生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

4 前項の追記書類は協議会での議論を経て作成しなければならない。

5 次に掲げる事業（LRTシステム又はBRTシステムの整備に係るものに限る。）である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画等の写しを添

付するものとする。

- 一 形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業 再編計画
- 二 形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項に掲げる計画をいう。）及び都市・地域総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成２１年３月１６日）に基づき策定されたものであって、同要綱の定めるところにより大臣の認定を受けたものに限る。以下「都市交通戦略」という。）の双方に基づいて実施される事業 再編計画及び都市交通戦略
- 三 形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画（活性化法第８条第１項に掲げる計画であって、同法第９条第３項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）又は道路運送高度化実施計画（活性化法第１３条第１項に掲げる計画であって、同法第１４条第３項の規定により大臣の認定を受けたものに限る。） 再編計画及び軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画

（補助金の額）

第９４条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表２４に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第９５条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第４－１による補助金交付申請書に、第９３条第１項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（公共工事の品質確保の促進）

第９６条 ＬＲＴ整備計画に基づく事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

（準用規定）

第９７条 第７８条から第９１条までの規定は、第９２条第１項の補助対象事業を行う場合において準用する。

第３章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

（補助対象事業等）

第９８条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業は、補助対象事業者が行う安全性の向上に資する次の各号に掲げる設備の整備等とする。ただし、第八号に掲げる設備以外の設備の整備等については、鉄道事業再構築実施計画（活性化法第23条第1項に掲げる計画であって、同法第24条第3項の規定により大臣の認定を受けたものにかぎる。以下「再構築計画」という。）に基づき行われる場合を除き、当該設備の修繕を行う場合に限る。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備
- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備
- 八 車両設備
- 九 その他設備

3 本章における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた鉄軌道事業者とする。

- 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
- 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
- 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
- 四 鋼索鉄道のみを経営する事業者

（生活交通確保維持改善計画）

第99条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
- 二 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

3 再構築計画及び再編計画については、第1項に掲げる事項のうち、当該再構築計画又は再編計画に記載されていない事項を記載した書類（以下「追記書類」という。）を添付することにより生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

4 前項の追記書類は協議会での議論を経て作成しなければならない。

（交付の対象等）

第100条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費、調査費及び鉄道事業

再構築実施計画に基づく事業を実施するために要するコンサルティングに係る委託経費とする。

- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第102条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない、かつ、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

(補助金の額)

第101条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額とする。

- 2 鉄道事業再構築事業を実施する補助対象事業者が行う補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額

二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額

- 3 前項の規定は、再編計画に基づいて実施される事業については、同項中「関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するとき」とあるのは「関係地方公共団体が負担するとき」と、同項第1号中「特定地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と読み替えるものとする。

(補助金交付申請)

第102条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第99条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画等を添付し、大臣に提出しなければな

らない。

2 次に掲げる事業である場合については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計画の写しを添付するものとする。

一 再構築計画に基づいて実施される事業 再構築計画

二 再構築計画及び再編計画の双方に基づいて実施される事業 再構築計画及び再編計画

(交付決定の変更等の申請)

第103条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。

二 様式第4-1別紙3に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。

(公共工事の品質確保の促進)

第104条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

(準用規定)

第105条 第78条及び第80条から第91条までの規定は、第98条第2項の補助対象事業を行う場合において準用する。

第4編 地域公共交通調査等事業

第1章 地域公共交通調査事業

第1節 計画策定事業

(補助対象事業者)

第106条 本節における補助対象事業者は、第2条第1項第一号に規定する協議会又は協議会の構成員である都道府県若しくは市町村（以下この章において「地方公共団体」という。）とする。

(交付の対象等)

第107条 大臣は、第2条第1項第7号イ及びロに掲げる計画の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表 25 のとおりとする。

（補助金交付申請）

第 108 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第 5-1 による補助金交付申請書に、地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画その他の必要な書類を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 109 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第 5-2 による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第 110 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第 5-3 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和 30 年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第 111 条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 5-4 による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 112 条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第 113 条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第 114 条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(状況報告)

第 1 1 5 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 5 - 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 1 1 6 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 5 - 6 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 1 1 7 条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表 2 5 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 5 - 7 による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 1 1 8 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 5 - 8 による補助金支払請求書を提出しなければならない。

(補助金の整理)

第 1 1 9 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 1 2 0 条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 1 2 1 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

第122条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第123条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第5-12による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還せるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第2節 計画推進事業

（補助対象事業者）

第124条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会又は活性化法法定協議会の構成員である地方公共団体とする。

（交付の対象等）

第125条 大臣は、形成計画に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率については、別表25のとおりとする。

3 本節の補助金は、形成計画の策定された日の属する会計年度（以下この項において「策定年度」という。）の翌々年度以降においては、当該計画の計画期間内であるかどうかを問わず、交付しないものとする。ただし、策定年度に本節の補助金の交付を受けていない場合であって、策定年度に補助事業の申請を行わなかったことについて合理的な理由があると認められるときは、策定年度の翌々年度においても交付することができるものとする。

（準用規定）

第126条 第108条から第123条までの規定は、本節において準用する。この場

合において、第１０８条中「様式第５－１」とあるのは「様式第５－９」と読み替えるものとする。

第２章 地域公共交通再編推進事業

第１節 再編計画策定事業

（補助対象事業者）

第１２７条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会又は活性化法法定協議会の構成員である都道府県若しくは市町村（以下この章において「地方公共団体」という。）とする。

（交付の対象等）

第１２８条 大臣は、補助対象事業者が取り組む再編計画の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２ 補助対象経費及び補助率については、別表２６のとおりとする。

（準用規定）

第１２９条 第１０８条から第１２３条までの規定は本節において準用する。この場合において、第１０８条中「様式第５－１」とあるのは「様式第５－１０」と、第１１７条中「別表２５」とあるのは「別表２６」と読み替えるものとし、様式第５－２から様式第５－８まで並びに様式第５－１２及び様式第５－１３において「地域公共交通調査事業」とあるのは「地域公共交通再編推進事業」と読み替えて適用するものとする。

第２節 再編計画推進事業

（補助対象事業者）

第１３０条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会又は活性化法法定協議会の構成員である地方公共団体とする。

（交付の対象等）

第１３１条 大臣は、再編計画に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（次項において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２ 補助対象経費及び補助率については、別表２６のとおりとする。

３ 本節の補助金は、再編計画の認定を受けた日の属する会計年度（以下この節において「認定年度」という。）から起算して５会計年度を経過した以降の会計年度におい

ては、当該計画の計画期間内であるかどうかを問わず、大臣は交付しないものとする。ただし、策定年度に本節の補助金の交付を受けていない場合であって、認定年度に補助事業の申請を行わなかったことについて合理的な理由があると認められるときは、認定年度から起算して6会計年度においても交付することができるものとする。

(準用規定)

第132条 第108条から第123条までの規定は本節において準用する。この場合において、第108条中「様式第5-1」とあるのは「様式第5-11」と、第117条中「別表25」とあるのは「別表26」と読み替えるものとし、様式第5-2から様式第5-8まで並びに様式第5-12及び様式第5-13において「地域公共交通調査事業」とあるのは「地域公共交通再編推進事業」と読み替えて適用するものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成23年度予算から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

(東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例)

第4条 大臣は、平成32年度までの間に限り、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）をいう。以下同じ。）により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要であって、地方運輸局長が指定する市町村（以下「東日本大震災指定被災市町村」という。）又は別表27に掲げる福島県における原子力災害による避難指示・解除区域市町村（以下「福島12市町村」という。）への需要に対応して運行される地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業（以下「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」という。）を行う場合においては、第2編第1章の規定（第2節を除く。）に関わらず、この条から附則第15条までに定めるところにより、予算の範囲内において補助対象事業者に補助金を交付することができるものとする。

(補助対象事業者等)

第5条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者であって、第2条第1項第一号の協議会又は県若しくは市町村（以下「県協議会等」という。）が、附則第8条第1項に基づき定めた被災地域生活交通確保維持計画に運送予定者として記載されている者とする。

- 一 乗合バス事業者
 - 二 道路運送法第3条第一号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者
(以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。)
 - 三 道路運送法第3条第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)
 - 四 道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者
- 2 大臣は、予算の範囲内において、附則第7条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象期間)

第6条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第7条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業は、別表28に定める要件に適合する系統に係る運行の確保・維持であつて、かつ、別表29に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

(被災地域生活交通確保維持計画)

第8条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業を行う場合は、被災地域生活交通確保維持計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
 - 二 要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 三 別表28の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された系統にあつては、当該市町村の一覧
 - 四 別表28の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統にあつては、当該系統の概要
- 2 県協議会等は、前項第1号の運送予定者の選定に当たっては、当該運送予定者と合意の上、これを行うものとする。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

(被災地域生活交通確保維持計画の策定)

第9条 県協議会等は、被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 前項の認定申請は、被災地域生活交通確保維持計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者にあ

っては補助金の交付を受けようとする会計年度の６月３０日、その他特にやむを得ない理由がある場合にあっては国土交通大臣の指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

- ３ 県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。
ただし、過去に補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）第２条第２項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

（被災地域生活交通確保維持計画の変更）

- 第１０条 県協議会等は、次項に定める場合を除き、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について関係者間において事前に調整及び合意の上、大臣の認定を受けるものとする。
- ２ 前条の事業内容の変更のうち、次の各号に掲げる軽微な変更であって、認定を受けた補助金額の増加を伴わないものについては、補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月３０日までに、認定を受けた計画と変更後の計画の新旧を記載した書類を添付して、大臣に報告を行うものとする。
 - 一 運行回数の変更
 - 二 運行日の変更
 - 三 運行期間の変更
 - 四 運行区間の短縮
 - 五 その他大臣が軽微な変更と認めるもの
- ３ 第１項の認定申請は、被災地域生活交通確保維持計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
- ４ 前条第３項の規定は、本条において準用する。

（被災地域生活交通確保維持計画の認定）

- 第１１条 大臣は、県協議会等から附則第９条第２項の規定に基づく被災地域生活交通確保維持計画認定申請書又は前条第３項に基づく被災地域生活交通確保維持計画変更認定申請書の提出があったときは、これを附則第７条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間開始前（補助金の交付を受けようとする前年度に地域公共交通調査事業の交付決定を受けたものであって附則第９条第２項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする会計年度の６月３０日までに行われた認定申請にあっては補助対象期間の終了前、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。以下同じ。）に認定を行い、当該県協議会等に通知するものとする。

- 2 県協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、県協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

（補助金交付申請）

- 第 12 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、第 1 項の提出をするときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条第 2 項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

（交付の決定及び額の確定等）

- 第 13 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者が、認定を受けた被災地域生活交通確保維持計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（補助金の請求）

- 第 14 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の整理）

- 第 15 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（福島 12 市町村における車両の取得に対する補助の特例）

- 第 15 条の 2 大臣は、平成 32 年度までの間に限り、福島 12 市町村への需要に応じた運行系統の運行に必要な車両の取得であって附則第 15 条の 4 の補助対象事業（以

下「福島１２市町村車両取得事業」という。)に対し、第２編第１章第３節の規定に関わらず、この条から附則１５条の９までに定めるところにより、予算の範囲内において、補助対象経費の１／２に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象事業者等)

第１５条の３ 福島１２市町村車両取得事業の補助対象事業者は、附則第７条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者とする。

(補助対象事業の基準等)

第１５条の４ 福島１２市町村車両取得事業の補助対象事業は、被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行のために必要な車両の取得であって、別表２８の２に定める要件に適合し、かつ、別表２９の２に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。

２ 福島１２市町村車両取得事業における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日から翌年１月末日までの間とする。

(被災地域生活交通確保維持計画)

第１５条の５ 県協議会等は、被災地域生活交通確保維持計画に掲げる運送予定者が福島１２市町村車両取得事業による補助を受けようとする場合には、附則第８条第１項各号に掲げる事項に次に掲げる事項を加えて被災地域生活交通確保維持計画を策定するものとする。

- 一 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
- 二 福島１２市町村車両取得事業に要する費用の総額、負担者とその負担額

(被災地域生活交通確保維持計画の認定)

第１５条の６ 福島１２市町村車両取得事業については、附則第１１条の規定を準用する。この場合において、被災地域生活交通確保維持計画の認定の通知は同条に基づく通知と併せて行うものとする。

(補助金交付申請)

第１５条の７ 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の２月１０日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第１５条の８ 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

(準用規定)

第15条の9 附則第10条(第2項を除く)、附則第14条及び附則第15条の規定は、福島12市町村車両取得事業において準用する。

2 前項の規定のほか第25条の5から第25条の8までの規定は、福島12市町村車両取得事業において準用する。

(車両減価償却費等国庫補助金に係る適用規定)

第15条の10 第1章第3節の規定は、附則第7条の基準に適合する補助対象事業を行うバス事業者について適用する。この場合において、第20条に規定する補助対象事業及び第21条第1項第一号から第四号までに規定する生活交通確保維持改善計画に掲げる事項には、附則第8条に規定する被災地域生活交通確保維持計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得が含まれるものとする。

(公有民営方式補助車両購入費国庫補助金に係る適用規定)

第15条の11 第1章第4節の規定は、附則第7条の基準に適合する補助対象事業に係る協議会の構成員である県又は市町村が含まれるものとする。この場合において、第25条の3に規定する補助対象事業及び第25条の4第1項第一号から第四号まで及び第五号に規定する生活交通確保維持改善計画に掲げる事項には、附則第8条に規定する被災地域生活交通確保維持計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得が含まれるものとする。

(特例措置の様式)

第16条 附則第4条から前条までに規定する特例措置に係る様式については、大臣が別に定める。

(東日本大震災の被災地域における地域公共交通調査事業の特例)

第17条 大臣は、平成32年度までの間に限り、東日本大震災により直接的に甚大な被害を受け、生活交通の確保維持のための対策が特に必要として、地方運輸局長が特に指定した市町村(以下「特定被災市町村」という。)において、生活交通の確保維持のための調査(以下「特定被災地域公共交通調査事業」という。)を行う場合においては、第4編の規定に関わらず、この条から附則第20条までに定めるところにより、調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下附則第19条において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

第18条 特定被災地域公共交通調査事業を行う場合における補助対象事業者は、第2条第1項第一号の協議会、特定被災市町村、特定被災市町村の存する県又は特定被災市町村若しくは特定被災市町村の存する県の指定を受けた交通事業者若しくはコンサルタント等とする。

第 19 条 附則第 17 条の大臣が認める補助対象経費及び補助率は、別表 30 のとおりとする。

第 20 条 第 108 条から第 123 条までの規定は、附則第 17 条の特定被災地域公共交通調査事業を行う場合において準用する。この場合において第 108 条中「地域公共交通調査事業」とあるのは「特定被災地域公共交通調査事業」と読み替え、様式第 5-1 から第 5-10 中「地域公共交通調査事業」とあるのは「特定被災地域公共交通調査事業」と改めて作成するものとする。

(手続の弾力化)

第 21 条 本補助要綱に基づく手続（必要書類を含む。）に関して、大臣が東日本大震災に起因するやむを得ない事情があると認めるときは、添付書類を省略するなど、東日本大震災指定被災市町村及び特定被災市町村における生活交通の適時適切な確保・維持・改善を旨として、手続を弾力的に運用するものとする。

附 則（国総計第 14 号、国空事第 118 号）

- ・この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（国総支第 4 号、国自旅第 11 号）

- ・この要綱の改正は、平成 23 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 20 号、国自旅第 50 号）

- ・この要綱の改正は、平成 23 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 60 号、国自旅第 201 号、国空環第 91 号）

- ・次の各号に掲げる改正について、当該各号に定める時点から施行する。
 - 一 第 62 条、第 65 条、第 67 条、第 70 条、第 71 条及び別表 27 に係る改正
平成 24 年度予算
 - 二 第 4 条、第 9 条、第 15 条、附則第 41 条、別表 8、別表 20、別表 28 及び別表 30 に係る改正 平成 24 年 4 月 1 日

附 則（国総支第 7 号、国自旅第 36 号）

- ・次の各号に掲げる改正について、当該各号に定める時点から施行する。
 - 一 別表 7 の 2. に係る改正及び同別表の 4. ただし書き中「補助対象経常費用の 11/20 に相当する額と市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。」を「市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額とする。」と改める改正 平成 24 年度予算
 - 二 別表 4 及び別表 6 に係る改正 平成 24 年 4 月 16 日

三 別表 5 及び別表 7（第一号に定める改正を除く）に係る改正 平成 25 年度予算

附 則（国総支第 43 号、国自旅第 325 号）

- ・この要綱の改正は、平成 25 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 8 号、国鉄事第 28 号、自旅第 21 号、国海内第 10 号）

- ・この要綱の改正は、平成 25 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 35 号、国自旅第 70 号）

- ・この要綱の改正は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（国総支第 87 号、国鉄都第 131 号、国鉄事第 397 号、国自旅第 69 号、国海内第 93 号、国空環第 94 号）

- ・この要綱の改正は、平成 26 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 12 号）

第 1 条 この要綱の改正（以下「平成 26 年度改正」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 41 号）の施行の日から施行する。

附 則（国総支第 65 号、国鉄都第 131 号、国鉄事第 330 号、国自旅第 380 号、国海内第 118 号、国空環第 91 号）

第 1 条 この要綱の改正（以下「平成 27 年度改正」という。）は、平成 27 年度予算から施行する。ただし、同年度予算における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準及び補助対象経費の算出に際しては、同年度予算に限り、別表 2、別表 8 及び附則別表 2 の適用に関しては、なお従前の例により算出するとともに、別表 7 については、同表中「次のイからトまで」とあるのは「次のイからヘまで」と、「ロからトまで」とあるのは「ロからヘまで」と読み替えるものとする。

附 則（国総支第 60 号、国鉄都第 127 号、国鉄事第 470 号、国自旅第 407 号、国海内第 136 号、国空事第 7235 号、国空環第 76 号）

第 1 条 この要綱の改正（以下「平成 28 年度改正」という。）は、平成 28 年度予算から施行する。

（東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る経過措置）

第 2 条 平成 27 年度予算において、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の特例措置を受けていた系統のうち、平成 28 年度予算より地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象とする系統であって、平成 22 年度におけ

る１日当たりの実績輸送量が１５人以上で、かつ、当該補助対象期間における１日当たりの実績輸送量が１５人未満と見込まれる系統に係る補助対象事業の基準については、別表１のホで規定する補助対象期間の１日当たりの輸送量は、当分の間、１５０人以下と見込まれるものとする。

附 則（国総支第４５号、国鉄都第７５号、国鉄事第２００号、国自旅第２１０号、国海内第１０９号、国空環第５６号）

第１条 この要綱の改正は、平成２８年度第二次補正予算から施行する。

（経過措置）

第２条 平成２８年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（国総支第１５号、国鉄都第３８号、国鉄事第５７号、国自旅第５１号、国海内第３９号、国空事第２０８号）

第１条 次の各号に掲げる改正（以下「平成２９年度改正」という。）について、当該各号に定める時点から施行する。

- 一 第７条第１項第四号の２及び第六号の２並びに第４項、第８条第３項第二号の２及び第三号、第１５条第３項、第１７条第３項、第２５条の６第２項、第９３条第３項から第５項まで、第９６条、附則第３条、附則第４条、附則第１１条及び附則第２１条、平成２６年度改正附則第１条及び附則第２条、平成２７年度改正附則第２条から附則第４条まで、平成２８年度改正附則第１条、別表１から別表４まで、別表１１から別表１４まで（都市間連絡用車両に係る補助に関する改正に限る。）、別表２３から別表２９まで並びに附則別表１から附則別表２までに係る改正 平成２９年度予算
- 二 第７条第１項第二号の２及び第七号、第１６条第２項、第１７条第１項第二号の２及び第四号、第１８条、第２１条、第２５条、第２５条の４第１項、第３０条第３項から第５項まで、第３３条第４項、第６２条第３項、別表７から別表１４まで（都市間連絡用車両に係る補助に関する改正を除く。）、別表１６並びに別表１９に係る改正 平成３０年度予算

（被災地域生活交通確保維持計画の認定に係る経過措置）

第２条 別表２８の補助対象事業の基準ホ③に適合する運行系統に係る計画変更の認定申請にあっては、附則第１１条第１項中「予定変更日前」とあるのは、平成２９年度予算に限り、「補助対象期間の終了前」と読み替えるものとする。

附 則（国総支第３１号、国自旅第１０３号）

第１条 この要綱の改正は、平成３０年度予算から施行する。

（熊本地震の被災地域における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事

業の基準の特例)

第2条 熊本地震により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要であって、附則別表1に掲げる市町村（以下「熊本地震被災市町村」という。）への需要に対応して運行される運行系統については、附則別表2の補助対象事業の基準に適合する場合にあっては、平成30年度予算から平成32年度予算までに係る補助対象事業に限り、第6条第1項中「別表1」とあるのは「附則別表2」と、「別表2」とあるのは「附則別表3」と読み替えるものとする。

2 平成28年度予算において、熊本地震被災市町村に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金を受けていた系統のうち、平成30年度以降の補助対象期間における1日当たりの実績輸送量を15人未満と見込まれる系統に係る補助対象事業の基準については、別表1のホで規定する補助対象期間の1日当たりの輸送量は、平成30年度予算から平成32年度予算までに係る補助対象事業に限り、150人以下と見込まれるものとする。

附 則（国総支第68号、国鉄都第195号、国自旅第308号、国海内第195号、国空事第1111号）

第1条 この要綱の改正（以下「平成30年度改正」という。）については、当該各号に定める時点から施行する。

一 附則第2条、第4条、第15条の2から第15条の11まで、別表11、別表12から及び別表12の2、別表13、別表14、別表23、別表28の2並びに別表29の2までに係る改正 平成30年度予算

二 第2条第3項、第7条第1項第八号、第17条第1項第七号、第32条第1項第六号、第44条第1項第五号並びに第64条第1項第六号までに係る改正 平成31年度予算

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 2 に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第 4 条第 2 項の場合にあっては、ロからトまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。 ① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ② 都道府県庁所在地への需要 ③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、都道府県協議会等が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人と見込まれ、かつ、過去に 2 ケ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超ではないもの。 $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去 2 ケ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。 ト 補助対象期間の末日（9 月 30 日）において引き続き運行される予定のものであること（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）。	1／2

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と都道府県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。
3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）
÷「総適用日数」

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法	
1.	補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の $9/20$ に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）
2.	補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
3.	経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、新設系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。
4.	補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50% 以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 × $\left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$
5.	補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が 5 人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を 5 人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(注)

- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者（第 4 条第 3 項の規定により活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合にあっては、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※ 1）を含む過去 3 年間（※ 3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。）
- 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※ 2）を含む過去 3 年間（※ 3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。）

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。
4. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島をいう。

（※1）基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。

（※2）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。

（※3）過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（再編計画に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 4 に定めるところにより算出される経費	再編計画に位置づけられた運行系統であって、都道府県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されたものの運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。 ただし、第 4 条第 2 項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。 ① 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ② 再編の際現に地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統となっていた一の系統について、再編により系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したもの。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。 ① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ② 都道府県庁所在地への需要 ③ 上記以外の市町村であつて、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、都道府県協議会等が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 3 人～150 人と見込まれ、かつ、過去に 2 ケ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 3 人未満又は 150 人超ではないもの。（ロ②の要件を満たす場合を除く。） $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去 2 ケ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。 ト 補助対象期間の末日（9 月 30 日）（補助対象期間の	1／2

		途中に再編計画期間の末日が到来する場合にあっては、その日)において引き続き運行される予定のものであること。(補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)	
--	--	---	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と都道府県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)
÷「総適用日数」

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（再編計画に係る補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の $9/20$ に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。） 2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 $\times$ 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 $\times$ 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 $\times$ 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、新設系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。

(注)

- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者（第 4 条第 3 項の規定により活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合にあっては、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※ 1）を含む過去 3 年間（※ 3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。）
 - 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※ 2）を含む過去 3 年間（※ 3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。）
- なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、補助対象事業者の基準期間（※ 1）を含む過去 3 年間（※ 3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。
 - 再編計画に地域間幹線系統と位置付けられた補助対象系統における補助対象経費の額は、次

式により計算して得られた額をいう。

「別表 2 により算出した補助対象経費の額」＋

（「別表 4 により算出した補助対象経費の額」－「別表 2 により算出した補助対象経費の額」）

×

$$\left(\frac{\text{活性化法第 27 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する地域公共交通再編事業を実施する
区域におけるキロ程}}{\text{補助対象系統のキロ程}} \right)$$

5. 「離島」とは、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。

（※1）基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。

（※2）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。

（※3）過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表 5（別表 1・3 関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（広域行政圏の中心市町の一覧表）

北海道	東北						北陸信越				関東
北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	秋田県	山形県	新潟県	長野県	富山県	石川県	茨城県
滝川市 富良野市 紋別市 帯広市 網走市 留萌市 稚内市 士別市 名寄市 深川市 函館市 静内町 浦河町 室蘭市 岩見沢市 釧路市 苫小牧市 小樽市 倶知安町 旭川市 江差町 北檜山町 根室市 中標津町 札幌市	弘前市 八戸市 五所川原市 青森市 むつ市 十和田市	盛岡市 水沢市 久慈市 一関市 花巻市 北上市 釜石市 大船渡市 宮古市 二戸市	石巻市 白石市 角田市 築館町 古川市 迫町 気仙沼市 仙台市	白河市 原町市 相馬市 喜多方市 二本松市 会津若松市 富岡町 郡山市 須賀川市 福島市 田島町	湯沢市 横手市 本荘市 鷹巣町 能代市 鹿角市 大曲市 秋田市 大館市	新庄市 米沢市 寒河江市 鶴岡市 酒田市 村山市 山形市	三条市 燕市 柏崎市 新発田市 上越市 糸魚川市 十日町市 六日町 両津市 佐和田町 長岡市 小出町 新潟市 五泉市 村上市 新井市	小諸市 佐久市 飯田市 木曽町 伊那市 中野市 飯山市 大町市 松本市 上田市 長野市 岡谷市 諏訪市 茅野市	砺波市 魚津市 黒部市 高岡市 富山市 新湊市	七尾市 羽咋市 輪島市 小松市 金沢市	下館市 古河市 大宮町 水戸市 ひがし市 笠間市 土浦市 石岡市 鉾田町 水海道市 日立市 龍ヶ崎市 つくば市

関東							中部				
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
栃木市 真岡市 今市市 足利市 鹿沼市 烏山町 宇都宮市 小山市 大田原市 黒磯市 矢板市	沼田市 高崎市 太田市 伊勢崎市 渋川市 富岡市 前橋市 中之条町 藤岡市 桐生市	秩父市 本庄市 熊谷市 深谷市 東松山市	茂原市 木更津市 東金市 館山市 佐原市 銚子市 八日市場市 旭市 勝浦市 大多喜町 大原町 成田市 佐倉市 印西市	青梅市	小田原市 津久井町	富士吉田市 都留市 大月市 市川大門町 増穂町 韭崎市 塩山市 山梨市 甲府市 櫛形町 石和町	福井市 武生市 鯖江市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市	高山市 美濃加茂市 中津川市 恵那市 関市 大垣市 八幡町 多治見市 岐阜市 揖斐川町 萩原町	掛川市 島田市 磐田市 浜松市 沼津市 下田市 静岡市 焼津市 藤枝市 富士市 天竜市	新城市 豊川市 蒲郡市 西尾市 豊田市 岡崎市 豊橋市	上野市 松阪市 熊野市 伊勢市 津市 尾鷲市 大台町 鈴鹿市 桑名市 四日市市

近畿					中国					四国	
滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
彦根市 近江八幡市 八日市市 今津町 水口町 大津市	宮津市 峰山町 福知山市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 園部町 木津町	豊岡市 八鹿町 和田山町 西脇市 小野市 加西市 洲本市 相生市 赤穂市 篠山市 山崎町 姫路市 龍野市 柏原町 加古川市 高砂市	桜井市 王寺町 大和高田市 五條市 天理市 橿原市	御坊市 田辺市 新宮市 橋本市 有田市 和歌山市	倉吉市 鳥取市 米子市	出雲市 益田市 松江市 浜田市 西郷町 大田市	津山市 新見市 勝山町 落合町 久世町 高梁市 美作町 笠岡市 井原市 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 備前市 和気町	三次市 庄原市 加計町 千代田町 吉田町 竹原市 福山市 府中市 三原市 東広島市 尾道市 因島市 広島市 大竹市 呉市 江田島町	宇部市 小野田市 美祢市 萩市 柳井市 山口市 防府市 下関市 岩国市 徳山市 下松市 光市 新南陽市 長門市	池田町 鴨島町 脇町 徳島市 阿南市	観音寺市 大内町 津田町 土庄町 丸亀市 善通寺市 高松市 坂出市

四国		九州							沖縄
愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄
宇和島市 八幡浜市 大洲市 今治市 松山市 新居浜市 西条市 東予市 川之江市 伊予三島市	中村市 安芸市 須崎市 高知市 土佐市 本山町 佐川町	八女市 筑後市 行橋市 豊前市 久留米市 大牟田市 柳川市 甘木市 飯塚市 平方市 田川市	唐津市 佐賀市 武雄市 鹿島市 鳥栖市 伊万里市	島原市 諫早市 福江市 佐世保市 上五島町 有川町 郷ノ浦町 長崎市 厳原町 平戸市 松浦市	人吉市 玉名市 一の宮町 本渡市 山鹿市 八代市 熊本市 宇土市 菊池市 水俣市	日田市 玖珠町 佐伯市 豊後高田市 宇佐市 中津市 国東町 大分市 別府市 臼杵市 三重町 竹田市	都城市 小林市 延岡市 日向市 宮崎市 日南市 西都市 高鍋町	出水市 川内市 加世田市 指宿市 鹿屋市 国分市 鹿児島市 名瀬市 西之表市	平良市 名護市 石垣市 沖縄市 那覇市

(平成13年3月31日現在)

別表 6（別表 2・4 関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（補助ブロック一覧表）

ブロック名	適用地域	備考
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	
長野	長野県	
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	
千葉	千葉県	
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県	京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市	
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	
東海	愛知県、三重県及び岐阜県	
北陸	福井県、石川県及び富山県	
北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県	京阪神ブロックに属する地域を除く。
南近畿	奈良県及び和歌山県	
京阪神	大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域）	
山陰	鳥取県及び島根県	
山陽	岡山県、広島県及び山口県	
四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	
北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	
南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県	
沖縄	沖縄県	

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表 8 に定めるところにより算出される経費	市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、第 15 条第 2 項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第 49 条第 1 号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第 2 号に定める交通空白地有償運送であつて乗合旅客の運送に係るものであること。（ただし、交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第 51 条の 15 第 3 号に規定する協議が調っているものに限る。） ロ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。 ① 第 2 編第 1 章第 1 節の補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること。ただし、政令指定都市、中核市及び特別区（以下、「政令指定都市等」という。）が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。（補助対象期間中に政令指定都市等に指定された場合、次期補助対象年度より適用する。） ② 以下の（１）又は（２）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。 （１） 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 32 条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第 33 条第 1 項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」及び同法第 33 条第 2 項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。）	1/2

- ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
- ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島
- ・沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域

(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。

ハ 当該系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）別添2）なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや生活交通確保維持改善計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。

ニ 以下の①から③のいずれかに該当するもの。

- ① 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの
- ② 既に運行を開始しているもので生活交通確保維持改善計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの
- ③ 前年度補助対象期間から生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの（第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例によるものを除く。）

ホ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。

ヘ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き

		運行されるものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。) ト 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの(路線不定期運行及び区域運行(自家用有償旅客運送にあっては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送)を除く。) 輸送人員 ÷ 運行回数	
--	--	--	--

(注)

1. 「フィーダー系統」とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象系統が運行する市区町村毎の国庫補助金の交付額は、市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2と、当該市区町村毎に算定される国庫補助上限額の、いずれか少ない方の額以内の額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。） 2. 補助対象経費の額は、次式によって算出される補助対象経常費用と経常収益との差額とする。 3. 補助対象経常費用は、次式によって算出して得られた額とする。 （路線を定めて行う乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合） 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額とする。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ （上記以外の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合） 事業者時間当たり経常費用 × 当該補助対象事業者のサービス提供時間 ただし、事業者時間当たり経常費用が別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域時間当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額とする。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域時間当たり標準経常費用 × 当該補助対象事業者のサービス提供時間 4. 経常収益は、補助対象期間における当該補助対象系統の実績額とする。 5. 補助対象系統が存する市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者（第15条第3項の規定により活性化法定協議会が補助対象事業者となる場合にあっては、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の補助対象期間における乗合バス事業又は自家用有償旅客運送の経常費用の実績額を、補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
2. 「補助対象事業者の時間当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業又は自家用有償旅客運送の経常費用の実績額を、補助対象期間におけるサービス提供時間の実績値で除した1時間当たりの経常費用をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
3. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※1）を含む過去3年間（※2）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）なお、自家用有償旅客運送に係る地域キロ当たり標準経常費用は、乗合バス事業者に係る地域キロ当たり標準経常費用を基礎として、注4に係る地域時間当たり標準経常費用の乗合バス事業と自家用有償旅客運送との差額を基礎として算出された額をいう。

4. 「地域時間当たり標準経常費用」とは、毎年度の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の費用に係る実態調査による当該補助ブロックを含む地域の1時間当たりの標準経常費用を基礎として算出された額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)なお、当分の間、当該補助ブロックは全国一律のものとする。
5. 大臣は、地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができないと認める場合には、これを補正した上で算出することとする。
6. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島をいう。

(※1) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日~翌3月末日)の前々会計年度をいう。

(※2) 過去3年間とは、基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（再編計画に係る補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及び活性化法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表 8 に定めるところにより算出される経費	再編計画に位置づけられた運行系統であって、市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載されたものの運行のうち、次のイからへまでの全てに適合するもの。ただし、第 15 条第 2 項の場合にあつては、ロからへまでの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第 49 条第 1 号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号）①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第 2 号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものであること。（ただし、交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第 51 条の 15 第 3 号に規定する協議が調っているものに限る。)) ロ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。 ① 第 2 編第 1 章第 1 節の補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること。 ② 以下の（１）又は（２）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。 （１） 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること ・ 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 1 項及び第 32 条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第 33 条第 1 項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」及び同法第 33 条第 2 項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。） ・ 離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域 ・ 半島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域	1／2

		・山村振興法7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島 ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島 ・沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域 (2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。 ハ 当該系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）別添2）なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや生活交通確保維持改善計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。 ニ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。 ホ 補助対象期間の末日（9月30日）（補助対象期間の途中で再編計画期間の末日が到来する場合にあっては、その日）において引き続き運行されるものであること。 （補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。） ヘ 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの（路線不定期運行及び区域運行（自家用有償旅客運送にあっては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送）を除く。）。 輸送人員 ÷ 運行回数
--	--	--

(注)

1. 「フィーダー系統」とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村（ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。）にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

車両減価償却費等国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法法定協議会	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表12に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。 イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあっては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数（以下において単に「耐用年数」という。）を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ロ 主として第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行の用に供するもの。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあっては、再編計画期間の満了後においても、耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ハ 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。 ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両） (2) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。） ニ ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	1/2

(注)

- ・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

車両減価償却費等国庫補助金 (再編計画に係る補助対象事業の基準)

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
第 2 編第 1 章第 1 節 及び第 2 節の事業を 行う一般乗合旅客自 動車運送事業者及び 自家用有償旅客運送 者並びに当該事業に 係る活性化法法定協 議会	補助対象車両の購入に係 る費用であって、別表 1 2 の 2 に定めるところに より算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた確保維持改善計画に取 得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニ までの全てに適合する車両 (新車に限る。) イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間に取得した車両。 ロ 主として第 6 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の規定による補助対象 系統の運行の用に供するもの。 ハ 以下の (1) 又は (2) のいずれかに該当するもの。 (1) 地上から床面までの地上高が 65 センチメートル以下の車両で あって、次のいずれかに該当するもの。 ① ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員 1 人以上の車両) ② ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付きの乗車定員 1 人以上の車両) ③ 小型車両 (①及び②の類型に属さない、長さ 7 メートル以下 かつ乗車定員 11 人以上 29 人以下の車両) ④ プティバス型車両 (乗車定員 7 人以上 10 人以下の車両であ って、国土交通大臣が認めるもの。ただし、原則として、地 域間幹線系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割し たもののうち、乗換拠点から周辺地域への系統 (支線系統) の運行の用に供するものとする。) (2) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に 供するものであって道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省 令第 67 号。以下「保安基準」という。) に適合した定員 11 人 以上の車両 (「都市間連絡用車両」という。) ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンス テップバス認定要領 (平成 27 年 7 月 2 日付け国自技第 75 号) に基 づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領 に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、 事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	1/2

(注)

- この場合において「地域間幹線系統」は、複数市町村 (ただし、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じたもの。) に
またがる平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。
- 高速道路等とは、保安基準第 1 条第 1 項第 18 号に規定する、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 22 条第 1 項の規定
により当該道路において定められている自動車の最高速度が 60 キロメートル毎時を超える道路をいう。

車両減価償却費等国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額 (リース車両の場合は、これに相当する額) とする。 2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額 (第 2 編第 1 章第 1 節及び第 2 節並びに附則第 4 条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計) は、1 両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額 (それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ 30 万円を加算した額)。 ① ノンステップ型車両：1, 500 万円 ② ワンステップ型車両：1, 300 万円 ③ 小型車両：1, 200 万円 ④ 都市間連絡用車両：1, 500 万円 ロ 実費購入費 (消費税を除く。) から備忘価額として 1 円を控除した額。 3. 補助対象購入車両減価償却費は、耐用年数省令第 3 条又は第 5 条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。) $\frac{\text{補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額} \times \text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用した月数}}{12 \text{ (月)}}$ 4. 補助対象金融費用は、年 2.5% を上限とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。) 5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3 で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

車両減価償却費等国庫補助金（再編計画に係る補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
補助対象購入車両費の額（第６条第２項及び第１６条第２項の規定による補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、１両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ３０万円を加算した額）。 ① ノンステップ型車両：１，５００万円 ② ワンステップ型車両：１，３００万円 ③ 小型車両：１，２００万円 ④ 都市間連絡用車両：１，５００万円 ⑤ プティバス型車両：５００万円 ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として１円を控除した額。

公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
地方公共団体及び 活性化法法定協議 会	補助対象車両の購入に 係る費用であって、別 表14に定めるところ により算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからホまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。 イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両又は前年度に取得し、本節による補助金の交付を受けている車両であること。ただし、第6条第2項及び第16条第2項の規定による補助対象系統の運行の用に供している車両にあつては、再編計画期間の満了後も、2年目まで引き続き補助対象とすることができる。 ロ 当該車両の取得に関し、都道府県協議会等又は市町村協議会等が、生活交通確保維持改善計画において、収支改善計画を定めていること。 ハ 主として第2編第1章第1節及び第2節並びに附則第4条の事業の補助対象系統の運行の用に供するものであること。 ニ 以下の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。 （1）地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ乗車定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するものであること。 ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両） （2）運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。） ホ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	1／2

(注)

- ・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

公有民営方式車両購入費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
補助対象経費の額（第 2 編第 1 章第 1 節及び第 2 節並びに附則第 4 条の事業の補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1 両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ 30 万円を加算した額）。 ① ノンステップ型車両：1, 500 万円 ② ワンステップ型車両：1, 300 万円 ③ 小型車両：1, 200 万円 ④ 都市間連絡用車両：1, 500 万円 ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額。

予約型運行転換経費国庫補助金（補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象経費の区分及び基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用又はデマンドシステムの導入に係る初期費用であって、別表 16 に定めるところにより算出される経費	1. 補助対象車両の購入に要する経費 再編計画に位置付けられた、路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期的に運行する自家用有償旅客運送から予約型運行へ転換する系統の運行に必要な車両の取得のうち、次のイからハまでの全てに適合する車両（新車に限る。） イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間に取得する車両であること ロ 主として路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期的に運行する自家用有償旅客運送から予約型運行へ転換する系統の運行の用に供するものであること ハ 乗車定員 10 人以下の車両であって国土交通大臣が認めるもの 2. デマンドシステムの導入に要する経費 再編計画に位置付けられた、路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期的に運行する自家用有償旅客運送から予約型運行へ転換する系統の運行に必要なデマンドシステムの導入のうち、次のニ及びホに適合するシステムに係る初期費用 ニ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間に導入するデマンドシステムであること ホ 主として路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期的に運行する自家用有償旅客運送から予約型運行へ転換する系統の運行の用に供するものであること	1 / 2

予約型運行転換経費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象車両の購入に要する経費 補助対象経費の額（車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計）は、1 両につき 500 万円又は実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額のいずれか少ない額を限度とする。 2. デマンドシステムの導入に要する経費 補助対象経費の額（端末機器、関連ソフトウェア及び初期研修経費等の初期費用の合計）は、1, 300 万円又は実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額のいずれか少ない額を限度とする。

別表 17（第 26 条第 4 項関係）

離島航路構造改革補助金（効率化船舶）

設 備	機 能
1. ターボチャージャー	圧縮空気を機関内に送り、機関出力を増大させる装置
2. 推進効率改善に寄与するプロペラ設備	推進効率を改善するため以下のいずれかを装置するもの ・ プロペラボス取付翼 （プロペラ軸先端に翼を取り付け、発生する渦を減少させる） ・ 二重反転プロペラ （前部プロペラの回転成分を後部プロペラで回収し、プロペラ効率を改善させる）
3. 特殊舵	運航効率を改善するため以下のいずれかを装置するもの ・ フラップ独立可動型舵 （横進の際の抵抗を軽減し横進力を得やすくする） ・ 整流板付舵 （舵に取り付けられた翼によりプロペラからのエネルギーを回収し、推進力として利用）
4. バルバスバウキャップ	船首に取り付ける事で、推進力を向上させ燃費を改善させる装置
5. 燃料改質器	着火性を改善して燃焼速度を向上し燃費を改善させる装置

別表 18 (第 30 条第 2 項関連)

離島航路運営費等補助金 (収益及び費用の費目)

1. 実績収益 A 運航収益 1. 旅 客 運 賃 2. 手 荷 物 運 賃 3. 小 荷 物 運 賃 4. 自 動 車 航 送 運 賃 5. 貨 物 運 賃 6. 郵便・信書便航送料 7. 雑 収 入	旅客の運送契約に係る収益 手荷物の運送契約に係る収益 小荷物の運送契約に係る収益 自動車の運送契約に係る収益 貨物の運送契約に係る収益 郵便・信書便の運送契約に係る収益 航海及び使用船舶に関するもので前記項目以外の収益
B 営業収益 1. 航路附属施設収入 2. 雑 収 入	航路附属施設を他の事業者を使用させることによって受ける収益 航路に関するもので前記各項目以外の収益
2. 実績費用 A 運航費用 1. 旅 客 費 (1) 旅 客 歩 金 (2) 傷 害 保 険 料 (3) 雑 費 2. 手 荷 物 取 扱 費 3. 小 荷 物 取 扱 費 4. 自動車航送取扱費 5. 貨 物 費 (1) 貨 物 積 卸 費 (2) 貨 物 歩 金 (3) 貨 物 弁 金 (4) 雑 費 6. 郵便・信書便取扱費 7. 燃 料 潤 滑 油 費 8. 養 缶 水 費 9. 港 費 (1) 税 金 及 び 手 数 料 (2) 水先及び係留料等 (3) 代 理 店 手 数 料 10. 雑 費 11. 船 費 (1) 船 員 費 (2) 船 舶 備 品 費 (3) 船 舶 消 耗 品 費 (4) 船 舶 修 繕 費 (5) 雑 費	旅客取扱に関する仲次人又は代理店へ支払う定率手数料 船客傷害賠償責任保険料 旅客費のうち前記項目以外の費用 手荷物の取扱に係る費用 小荷物の取扱に係る費用 自動車航送に係る費用 貨物の船積み、陸揚げ等に係る費用 貨物取扱に関する仲次人又は代理店へ支払う定率手数料 不足、損傷、揚達等の貨物に対する弁償金及び訴訟費用等 貨物費のうち前記項目以外の費用 郵便・信書便に係る費用 使用船舶の燃料及び潤滑油費 使用船舶の汽缶水代 出入港税、検査証書書換手数料等 係船料、埠頭料、棧橋使用料、綱取放料等 旅客及び貨物の取扱に関し代理店に支払う定額手数料 運航費用のうち前記項目以外の費用 (船費を除く) 使用船舶に関する費用 船員の給料、手当、賄費、船員保険料の船主負担分、雇人雇止公認手数料、福利厚生費、旅費、交通費、退職手当等 備品の減価償却費等 消耗品の取得代価 小修理、船舶検査に係る工事費等 船費のうち前記項目以外の費用

B 営業費用 1. 保 険 料 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 2. 税 金 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 (3) 消 費 税 3. 利 子 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 4. 減 価 償 却 費 (1) 航 路 開 設 費 (2) 船 舶 (3) 航 路 附 属 施 設 5. 賃 借 (用 船) 料 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 6. 航 路 附 属 施 設 費 7. 店 費	使用船舶の船体及び船費の保険料 使用航路附属施設の保険料 使用船舶に課せられる固定資産税 使用航路附属施設に課せられる固定資産税 消費税 支払利息、割引料、社債利息、社債発行差金償却費 使用船舶に関するもの 使用航路附属施設に関するもの 直接航路に関する営業権、特許権、創業費、航路開設費等の無形固定資産又は繰延資産の減価償却費 使用船舶の減価償却費 使用航路附属施設の減価償却費 使用船舶の賃借料又は用船料 使用航路附属施設の賃借料 航路附属施設に関する光熱費、養缶水費、備品費、消耗品費、修繕費等の費用（前記 1 ～ 5 の項目以外の航路附属施設に関するすべての費用） 航路に関する本社、支店、出張所等の一般管理費 役員報酬、事務員の給料、手当、旅費、広告宣伝費、減価償却費、保険料、修繕費、地代家賃、消耗品費、通信費等
--	--

注. 次に掲げる費用は、これを費用と認めない。

1. 貨物弁金
2. 役員退職金、役員賞与その他これに類する支出
3. 法人税法第 37 条（寄付金の損金不算入）の規定により損金と認められる範囲外の寄付金及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認めることのできない寄付金
4. 租税特別措置法第 61 条の 4（交際費の損金不算入）の規定により損金として認められる範囲外の交際費及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認めることのできない交際費

別表 19 (第 30 条第 2 項関連)

離島航路運営費等補助金 (補助対象経費の算出方法)

(標準収益) 旅 客 運 賃 自 動 車 航 送 運 賃 そ の 他 の 収 入		輸送見込量(人キロ) × キロ当たり賃率(注 2) 実績見込額 〃
(標準費用) 旅 客 費 手 荷 物 取 扱 費 小 荷 物 取 扱 費 自 動 車 航 送 取 扱 費 貨 物 費 郵便・信書便取扱費 燃 料 潤 滑 油 費 養 缶 水 費 港 費 雑 費 船 費 保 險 料 税 金 子 減 価 償 却 費 賃 借 (用 船) 料 航 路 附 属 施 設 費 店 費	船 員 費 船 舶 備 品 費 船舶消耗品費 船 舶 修 繕 費 雑 費 船 舶 航路附属施設 航 路 開 設 費 船 舶 航路附属施設 船 舶 航路附属施設	輸送見込量 (人 数) × 標準単価 (注 3) 実績見込額 〃 輸送見込量 (台 数) × 標準単価 (注 3・7) 〃 (トン数) × 標準単価 (注 3・7) 実績見込額 燃料消費見込量 × 標準単価 (注 3・7・9) 実績見込額 〃 〃 乗組定員 (注 4) × 標準単価 (注 3・7) 実績見込額 〃 〃 〃 〃 〃 0 実績見込額 × 修正率 (注 6) (平成 5 年度以前からは、実績見込額) 実績見込額 〃 標準船価 (注 5) × 償却率 (平成 5 年度以前からは、実績見込額) 実績見込額 実績見込額 × 修正率 (注 6) (臨時的又は短期間な用船又は H 5 年度以前から引き続き用船の 場合は、実績見込額。) 実績見込額 〃 標準収益(注 8) × 0.21 (注 7・9)

- (注) 1. 輸送見込量は、過去 3 年間 (※ 1) の間に実績輸送量が連続して増加している航路については、基準期間 (※ 2) の実績輸送量又は過去 3 年間の実績輸送量の平均値に基準期間の前補助対象期間から基準期間の増加率を乗じたもののいずれか低い方とする。ただし、この方法による補助額の増加は 3 % を限度とする。
2. キロ当たり賃率は、国土交通大臣が定める離島航路 (以下「基準離島航路」) の平均賃率を基準として国土交通大臣が定める賃率と当該航路の賃率のいずれか高い賃率とする。
3. 標準単価は、基準離島航路の平均単価を基準として国土交通大臣が定める単価とする。
4. 乗組定員は、使用船舶の法定乗組定員数を当該船舶の稼働月数を基に月延べ換算した数値。
5. 標準船価は、「当該船舶の取得価格 × トン数区分に応じて別に定める割合」として算出する。ただし、平成 26 年 9 月までに就航した船舶にあっては、「船舶の総トン数 × (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構予算積算単価」として算出するものとする。
6. 利子及び賃借料の欄の修正率は、標準船価を当該船舶船価により除した値とし、その上限値は 1 とする。
7. 実績見込額が低い場合は、実績見込額を限度とする。
8. 標準収益が実績見込収益を上回る場合は、実績見込収益を限度とする。
9. 1 日 1 便未満の補助対象航路において、現有船舶の運用効率化による増便により利便性改善を行う場合、

増便分に係る燃料潤滑油費及び店費の算定は次のとおりとする。

- ・燃料消費見込量は、「全航路の燃料消費見込量×増便分の就航比率」として算出し、単価は「直近事業年度の燃料潤滑油費の平均単価」とする。
- ・店費は、「全事業の店費見込額×増便分の収入比率」として算出する。

10. 航路損益見込計算書の個々の項目の数値として過去3年間の実績の平均値若しくは過去3年間の実績の平均値に基準期間の前補助対象期間から基準期間の増加率を乗じた数値以外の数値を使用している事業者については、当該数値を採用する妥当性について審査し、その結果を記録する。

(※1) 過去3年間とは、基準期間(※2)を最終期間とする連続した過去3年間をいう。

(※2) 基準期間とは、補助金の交付を受けようとする補助対象期間(10月1日～翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。

別表 20（第 61 条第 3 項関連）

離島航空路（特定離島航空路線）

特定離島航空路線

以下の 1. から 3. までのいずれかに該当する離島航空路線とする。

1. 当該離島と当該離島の属する都道府県の都道府県庁又は支庁（当該離島がその所管区域内にある支庁に限る。）の所在地との間の交通の用に供される路線
2. 当該離島と当該離島の属する都道府県内の他の離島との間の交通の用に供される路線であって、当該離島の住民の生活の安定のために特に必要な路線
3. 当該離島と都道府県庁所在地その他の経済上又は文化上特に重要な都市との間の交通の用に供される路線（同一都道府県外路線に限る。）であって、当該離島の住民の生活の安定のために特に必要であり、かつ、当該離島が属する都道府県の都道府県庁所在地を結ぶ路線よりも距離が短い路線

（注）

特定離島航空路線の数は、1 の離島につき 1 路線に限るものとする。

別表 2 1 (第 6 2 条第 2 項関連)

離島航空路 (収益及び費用の費目)

I. 実績収益見込額	以下の 1. ～ 5. の合計
1. 旅客収入	旅客運賃収入
2. 貨物収入	貨物収入、郵便収入
3. 超過手荷物収入	超過手荷物収入
4. その他収入	取り消し手数料、払戻手数料等
5. 営業外収入	受取利息、配当金等
II. 実績費用見込額	以下の 1. ～ 13. の合計
1. 航空燃油費	ジェット燃料、潤滑油等
2. 航空機燃料税	航空機燃料税
3. 空港使用料	
(1) 着陸料	着陸料、停留料、格納庫使用料、夜間照明
(2) 航行援助施設料	航行援助施設の利用料
4. 航空機材維持費	
(1) 航空機減価償却費	航空機の機体及び部品の減価償却費
(2) 航空機保険料	機体、旅客、第三者賠償等全ての保険料
(3) 航空機租税	航空機の機体及び部品に係る固定資産税
(4) 航空機賃借料	航空機材及び部品の賃借料
5. 整備費	
(1) 部品費	整備用、オーバーホール用として出庫使用した部品の費用
(2) 外注費	社外の整備委託費
(3) 人件費	整備部門職員の給与、諸手当、法定福利費、厚生費
(4) 整備経費	整備部門に発生した諸経費
6. 運航乗務員人件費	操縦士、副操縦士、航空機関士の給与、諸手当等
7. 客室乗務員人件費	客室乗務員の給与、諸手当等
8. 運航部門費	
(1) 人件費	運航部門職員（運航乗務員を除く）の給与、諸手当等
(2) 乗員訓練人件費	訓練生及び訓練地上職員の人件費
(3) 乗員訓練費	乗員訓練のための諸経費、委託訓練費
(4) 運航経費	運航部門に発生した諸経費
9. 運送部門費	
(1) 人件費	運送部門職員（客室乗務員を除く）の給与、諸手当等
(2) 業務委託経費	地上ハンドリング等の地上運送業務の委託費
(3) 機内サービス費	機内でのサービス用飲食物、新聞購入費
(4) 運送経費	運送部門に発生した諸経費
10. 営業部門費	
(1) 人件費	営業部門職員の給与、諸手当等
(2) 経費	営業部門に発生した諸経費
11. 一般管理費	
(1) 人件費	一般管理部門職員の給与、諸手当等
(2) 経費	一般管理部門職員に発生した諸経費
12. 代理店手数料	旅客・貨物の販売手数料
13. 営業外費用	借入金利息、社債利息等
III. 実績損失見込額	I. 実績収益見込額－II. 実績費用見込額

別表 22 (第 62 条第 2 項関連)

離島航空路 (補助対象経費の算出方法)

I. 標準収益 1. 旅客収入 2. 貨物収入 3. 超過手荷物収入 4. その他収入 5. 営業外収入	以下の 1. ～ 5. の合計 輸送量 (旅客キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価
II. 標準費用 1. 航空燃油費 2. 航空機燃料税 3. 空港使用料 (1) 着陸料 (2) 航行援助施設料 4. 航空機材維持費 (1) 航空機減価償却費 (2) 航空機保険料 (3) 航空機租税 (4) 航空機賃借料 5. 整備費 (1) 部品費 (2) 外注費 (3) 人件費 (4) 整備経費 6. 運航乗務員人件費 7. 客室乗務員人件費 8. 運航部門費 (1) 人件費 (2) 乗員訓練人件費 (3) 乗員訓練費 (4) 運航経費 9. 運送部門費 (1) 人件費 (2) 業務委託経費 (3) 機内サービス費 (4) 運送経費 10. 営業部門費 (1) 人件費 (2) 経費 11. 一般管理費 (1) 人件費 (2) 経費 12. 代理店手数料 13. 営業外費用	以下の 1. ～ 13. の合計 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送時間 (時間) × 標準単価 輸送時間 (時間) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価 輸送量 (座席キロ) × 標準単価
III. 標準損失見込額	I. 標準収益 - II. 標準費用

(注) 標準単価は、離島航空路線の平均単価を基準として算出。

別表 2 3 (第 7 4 条第 2 項関連)

バリアフリー化設備等整備事業(補助対象事業者等)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機(車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)を整備する場合に限る。)、転落防止設備(周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵を除く。)及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1/3
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)	
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費(ノンステップバス・リフト付バス(空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。))を除く。)の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額)
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費(通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成)	
	一般乗合旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費(段差の解消(構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機(車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。))を整備する場合に限る。)及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費	

	を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	に限る。)) ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等）	
海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者（以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。）及び国内一般旅客定期航路事業者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者	・船舶の移動等円滑化に要する経費（高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に要する経費のうち、高度バリアフリー化船の船価と基準船舶（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）に基づくバリアフリー基準に適合した設備だけを設置した船舶）の船価との差額、船舶の改造にあっては改造費（資産の購入を含む）、附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1／3
	国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者	・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。))	
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	
航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。))	1／3
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
4. 「高度バリアフリー化船」とは、「旅客船バリアフリーガイドライン（平成19年3月国土交通省海事局安全基準課）」の推奨基準に適合する設備を有する船舶をいう。ただし、旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう）、通路及び車いすスペースのすべてを有していること。

別表２４（第９２条第２項関連）

利用環境改善促進等事業（補助対象事業者等）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（生活支援機能施設の整備については、その子会社を含む。）	・鉄軌道駅等の利用者の利便性向上に資する生活支援機能施設の整備に要する経費（子育て支援にかかる施設、医療施設に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1／3
		・ＬＲＴ整備計画に基づき実施されるＬＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域を除く。）に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費及び補償費）	1／3 2／5（※） 1／2（※）
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・ＢＲＴシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域を除く。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）車載器等に要する経費）	1／3 2／5（※） 1／2（※）

（注）

- 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第４－１１に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- （※）の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
形成計画及び再編計画に基づいて実施される事業	2 / 5
形成計画及び再編計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
形成計画及び再編計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

別表 25 (第 107 条第 2 項・第 125 条第 2 項関連)

地域公共交通調査事業 (補助対象経費等)

	補助対象経費	補助率
計画策定事業	(1) 第 2 条第 1 項第 7 号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業 (訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。) ・ 計画策定のための調査に要する費用 (協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等)	1/2 (上限額 1,000 万円)
計画推進事業	(1) 利用促進に係る事業 ・ 公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 ・ 公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 ・ 割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費 (割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。) ・ 地域におけるワークショップの開催に要する経費 ・ モビリティマネジメントの実施に要する経費 (2) 計画の達成状況等の評価に係る事業 ・ 効果検証のための OD 調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・ 協議会開催等の事務費	1/2
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 5-13 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表２６（第１２８条第２項・第１３１条第２項関連）

地域公共交通再編推進事業（補助対象経費等）		
	補助対象経費	補助率
再編計画策定事業	（１）再編計画の策定調査に要する経費 ・計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等）	$1/2$ （上限額 １，０００万円）
再編計画推進事業	（１）利用促進に係る事業 ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。） ・地域におけるワークショップの開催に要する経費 ・モビリティマネジメントの実施に要する経費 （２）計画の達成状況等の評価に係る事業 ・効果検証のためのＯＤ調査や満足度調査等のフォローアップ調査費 ・協議会開催等の事務費	$1/2$
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （１）補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 （２）補助金交付決定額 （３）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

（注）

- 調査事業における計画策定事業と本事業における再編計画策定事業を同一の会計年度において並行して実施する場合、調査内容が重複する部分については調査事業で実施する。
- 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第５－１３に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表 2 7（附則第 4 条関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（福島 1 2 市町村の一覧表）

福島県
田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

別表 28（附則第 7 条関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者 一般貸切旅客自動車運送事業者 一般乗用旅客自動車運送事業者 自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 29 に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた被災地域生活交通確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、次のホ③に適合する場合にあっては、イからへまでの全てに適合するもの。 イ 東日本大震災指定被災市町村又は福島 12 市町村の需要に応じた運行系統の運行であって、次のいずれかに係るもの。 ① 道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号及び第 2 号に規定する路線定期運行及び路線不定期運行 ② 道路運送法第 21 条第 2 号に規定する乗合旅客の運送に係る運行 ③ 道路運送法第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送に係る運行 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状況に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの ① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ② 都道府県庁所在地への需要 ③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、県協議会等が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人以上 150 人以下と見込まれるもの。ただし、次のいずれかに該当する運行系統については、補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 150 人以下と見込まれるものとし、次の③に該当する運行系統については福島 12 市町村の需要に応じ	1 / 2

たものに限るものとする。

計画平均乗車密度 × 計画運行回数

① バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年5月15日国自旅第16号）第3条の規定に基づき平成22年度に大臣の承認を受けた生活交通路線維持確保3ヶ年計画に補助対象系統として記載されている運行系統（補助対象系統の合併、分割その他の再編が行われる場合の再編後の運行系統を含む。）

② 沿線に東日本大震災により被災した高校の仮設校舎、被災した商店街や大規模商業施設の仮店舗、被災した診療所の仮設診療所、被災した役場の仮設庁舎が存在する場合など、沿線に被災した生活関連施設や公共施設を代替・補完する施設が存在する運行系統であって、地域間幹線系統の機能を一時的に分担するものと県協議会等が認め、地方運輸局長が指定するもの

計画平均乗車密度 × 計画運行回数

③ 福島12市町村において整備された次のいずれかに該当する災害公営住宅から直線で1キロメートル以内を経由して運行するもの

a. 激甚災害に対処するための特別の財産援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第22条第1項の規定（福島復興再生特別措置法第27条第1項又は同法第39条第1項の規定により読み替えられた激甚法第22条第1項の規定を適用する場合を含む。）の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅

b. 激甚法第22条第1項に規定する政令で定める地域にあった住宅であって激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（同法第17条第3項ただし書に規定する戸数を超える分を除く。）又は福島復興再生特別措置法第27条第1項に規定する特定帰還者若しくは同法第39条第1項に規定する居住制限者に転貸するため借上げをした公営住宅

へ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常

		費用の見込額に達していないもの。 ト 東日本大震災の被災者に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助として供与された同法第4条第1項第1号の応急仮設住宅（賃貸住宅の居室の借上げによるものを除く。）から直線で1キロメートル以内を経由して運行するもの	
--	--	---	--

（注）

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。ただし、これに拠り難い場合は、直近の実績額、類似系統の実績額等の適切な方法により算定できるものとする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）÷「総適用日数」

別表２８の２（附則第１５条の４第１項関連）

車両減価償却費等国庫補助金（福島１２市町村車両取得事業の補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
附則第４条の事業（福島１２市町村の需要に応じた運行系統に限る）を行う一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象車両の購入に係る費用であって、別表２９の２に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた被災地域生活交通確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る。）。 イ 福島県における原子力災害による避難指示区域の解除に伴い、福島１２市町村の需要に応じた補助対象系統を再開（再編後の再開を含む）又は新設し運行するにあたり、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日から１月３１日までの間に取得した車両。 ロ 主として、福島県における原子力災害による避難指示区域の解除に伴い、再開（再編後の再開を含む）又は新設する福島１２市町村の需要に応じた補助対象系統の運行の用に供するもの。 ハ 以下の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの。 （１）地上から床面までの地上高が６５センチメートル以下、かつ定員１１人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。 ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ７メートル以下かつ定員２９人以下の車両） ④ プティバス型車両（乗車定員７人以上１０人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。） （２）運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）に適合した定員１１人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。） ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	１／２

(注)

- ・高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

別表 2 9 （附則第 7 条関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。） 2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 3. 経常収益の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除いた額をいう。

別表 29 の 2（附則第 15 条の 4 第 1 項関連）

車両減価償却費等国庫補助金（福島 12 市町村車両取得事業の補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法	
補助対象購入車両費の額（福島 12 市町村の需要に応じた補助対象系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計）は、1 両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。	
イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）。	
① ノンステップ型車両：	1, 500 万円
② ワンステップ型車両：	1, 300 万円
③ 小型車両	： 1, 200 万円
④ 都市間連絡用車両	： 1, 500 万円
⑤ プティバス型車両	： 500 万円
ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額。	

別表３０（附則第１９条関連）

特定被災地域公共交通調査事業（補助対象経費等）

補助対象経費	・避難所、応急仮設住宅（東日本大震災の被災者に対する災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定に基づく救助として供与された同法第４条第１項第１号の応急仮設住宅をいう。）、残存集落と病院、商店、公的機関の間の移動等、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域における生活交通の確保を目的とする地域内輸送のあり方の調査に要する経費 （地域内生活交通の確保維持の具体化のための企画・検討、調査、調査期間中に行う実証運行（有償運行に限る。）に要する経費。）						
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （１）補助対象経費の実績額 （２）補助金交付決定額 （３）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額						
補助率	定額 一の特定被災市町村あたりの上限額は、当該特定被災市町村の管理する応急仮設住宅（賃貸住宅の居室の借上げによるものを除き、当該特定被災市町村の区域外に設置されるものを含む。）の箇所数に応じ、以下に定めるところによる。 <table> <tr> <td>６０ヶ所以上</td><td>６，０００万円</td></tr> <tr> <td>３０ヶ所以上６０ヶ所未満</td><td>４，５００万円</td></tr> <tr> <td>３０ヶ所未満</td><td>３，５００万円</td></tr> </table>	６０ヶ所以上	６，０００万円	３０ヶ所以上６０ヶ所未満	４，５００万円	３０ヶ所未満	３，５００万円
６０ヶ所以上	６，０００万円						
３０ヶ所以上６０ヶ所未満	４，５００万円						
３０ヶ所未満	３，５００万円						

（注）

- 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第５－１３に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表 1（平成 29 年 8 月 2 日改正附則第 2 条関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（熊本地震被災市町村の一覧表）

熊本県
熊本市、宇土市、宇城市、美里町、玉東町、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、八代市、氷川町

附則別表 2（平成 29 年 8 月 2 日改正附則第 2 条関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（熊本地震被災市町村に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業の基準）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、附則別表 3 に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからリまでの全てに適合するもの。ただし、第 4 条第 2 項の場合にあっては、ロからリまでの全てに適合するもの。 イ 熊本地震被災市町村の需要に応じた道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。 ① 別表 5 に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ② 都道府県庁所在地への需要 ③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、県協議会等が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。 ホ 平成 27 年度に大臣の認定を受けた生活交通路線維持確保改善計画に補助対象系統として記載されていた運行系統（補助対象系統の合併、分割その他の再編が行われる場合の再編後の運行系統を含む。）であって、熊本地震発生後から平成 28 年度予算に係る補助対象期間の末日（平成 28 年 9 月 30 日）までにおける経常収支が当該地震により悪化したものと認められるもの。	1 / 2

		へ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が150人以下と見込まれるもの。 計画平均乗車密度 × 計画運行回数 ト 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。 チ 熊本地震の被災者に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助として供与された同法第4条第1項第1号の応急仮設住宅（賃貸住宅の居室の借上げによるものを除く。）から直線で1キロメートル以内を經由して運行するもの。 リ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）。	
--	--	---	--

（注）

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう（小数点第1位まで算出。第2位以下切捨て。）。

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）。

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）÷「総適用日数」

附則別表 3（平成 29 年 8 月 2 日改正附則第 2 条関連）

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（熊本地震被災市町村に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象経費の算出方法）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の $9/20$ に相当する額を限度とする（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）。 2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者（第 4 条第 3 項の規定により活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合にあっては、生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※ 1）を含む過去 3 年間（※ 2）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。）
2. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、補助対象事業者の基準期間（※ 1）を含む過去 3 年間（※ 2）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

（※ 1）基準期間とは、補助対象期間（10 月 1 日～翌 9 月末日）の前々補助対象期間をいう。

（※ 2）過去 3 年間とは、基準期間を最終年度とする連続した過去 3 年間をいう。